

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調査係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 22 年 6 月 15 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 1 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋委員長、井川副委員長、 秋元・成田(祐)・佐藤・山口・古沢 各委員		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

会議に先立ちまして、人事異動後初の委員会でありますので、部局ごとに新任の理事者の紹介をお願いいたします。

(理事者紹介)

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、成田祐樹委員、佐藤委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情者から趣旨説明をしたい旨の申し出がありますので、説明を受けるため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 01 分

再開 午後 1 時 07 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者より報告の申し出がありますので、これを許します。

「一般国道 5 号忍路防災事業の進捗状況等について」

○（建設）片山主幹

一般国道 5 号忍路防災事業につきましては、昨年第 3 回定例会の本委員会で進捗状況等を説明しておりますので、その後の進行等について報告いたします。

配布資料を御参照ください。

配布資料の上段には、忍路から桃内間の主要な施設等を記載した位置図を、下段には今までの進捗状況等を記載しております。

まず、地元の皆様への説明についてであります。昨年 11 月から本年 3 月にかけて、忍路から桃内間の複数のルート案について地元の忍路町会、忍路土場町内会に対しまして説明会を開催いたしました。地元の皆様からは、忍路市街から路線バスを利用する際、新しく設置されるバス停が現在のバス停までの距離と同程度になるよう、新国道はできるだけ忍路市街に近づけたルートを設定してほしい。また、新国道から忍路市街への交差点は車両が安全に出入りできる道路構造にしてほしいという御意見、御要望がありました。

北海道開発局では、説明会の開催後、引き続き最適な国道ルートを選定するため、現地での詳細な調査、検討を行っており、現在、新国道は配布資料の位置図に点線で記載されております新国道案を忍路市街に近づけたルート案について検討しているものと聞いております。このことにより、新たな市道整備を行い、忍路市街から路線バスを利用する際には、現在のバス停までの距離とおおむね同程度の位置にある新国道上のバス停を利用できるものと聞いております。

今後のスケジュールについてであります。新国道ルート案について 6 月中には忍路町会役員会の御意見を伺い、御理解が得られれば、配布資料のとおり、7 月以降各町会への説明会を開催していきたいと考えております。小樽開発建設部からは、地域の下承をいただき、用地確保等の事業を促進させていきたいと聞いております。市としましても、道路の安全で安心な通行の確保のために、忍路防災事業に取り組んでまいりたいと思います。

○委員長

次に、本定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第10号について」

○（建設）建築住宅課長

小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

市営住宅条例の別表には、住宅ごとの整備年度と管理戸数を定めておりますが、現在建設中の市営オタモイ住宅 3 号棟が本年 8 月に完成し供用開始をすることから、別表の戸数等を改正するものでございます。整備年度の平成 22 年度、戸数 45 戸を追加するもので、これにより、項目ごとの合計も 45 戸増えまして、市営住宅全体の戸数総計を 3,426 戸から 3,471 戸に改めるものでございます。また、あわせて、駐車場を 26 区画設置することから、オタモイ住宅駐車場の区画数を 59 から 85 に改めるものでございます。

なお、入居開始は本年 9 月 1 日を予定しておりますが、施行期日につきましては別に規則で定めることとしております。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

共産党。

○古沢委員

◎置き雪対策について

少し気が早いのですが、本年度の除雪計画における置き雪対策について 1 点だけお尋ねしておきたいと思います。

本年第 1 回定例会で我が党の中島議員がお尋ねしておりますけれども、3 年間試行を行い、総括検討して、4 年目にどう向けていくのかということが検討されると思うのですが、明らかになった点が幾つかあります。例えば、これまでの試行に要したお金、財政負担はそれほどものではなかった。さらには、置き雪対策として対象になった方と、そうではない高齢者で福祉除雪制度を利用している方の間における格差といった問題などもクローズアップされてきたのではないだろうか。それから、路線を決めて、そして町会の協力を得て実施してきたという方法が、本当にこの先もいいのかどうかということについて質問や議論がありました。

積極的な提案として我が党は 1 点だけさせていただいたのですが、これから迎える、今シーズンの冬の置き雪対策としては、わかりやすく言えば、つまみ食い方式の試行ではなくて、六つのステーションのうち、例えばどこかのステーションすべての置き雪対策を講じることができる除雪路線、前回の第 1 回定例会で言えば第 2 種路線の約 50 パーセント弱が対象になるというふうに言うておりましたから、それを、例えばどこかのステーション 1 か所すべてでやるというふうにして思い切った試行をやらなければ方向性が見えてこないのではないだろうか、財政的な負担がどの程度要するかということがイメージとしてわいてこないのではないだろうか。ぜひ、そういう方法で検討すべきではないかというふうに提案させていただきました。

この点も含めて、第 3 回定例会ではあらあらのところは固まってくるのでしょうから、検討してほしいと思うのですが、その点をまず 1 点だけ確認させてください。

○（建設）雪対策課長

置き雪対策についてでありますけれども、今、私どもが行っている作業といたしましては、JV との意見交換会、平成 21 年度試行のアンケート調査の集計が終わり、地域総合除雪や福祉部で行っている福祉除雪との連携についても検討しています。そういった中で、ステーション単位で行うことについても検討しており、今後、第 3 回定例会までには、この検討した方向性を示したいと考えております。

○古沢委員

◎特殊地下ごうについて

次は、皆さんのお手元にいろいろと資料が配布されている特殊地下ごうの問題についてお尋ねしようというふう
に思っております。

この問題の直接きっかけになったのは、石山町の石垣崩落事故に対する北野議員の一般質問であります。この際
に、防空ごう調査について北野議員が尋ねておりますけれども、まずお聞きしたいのは、ここで言っている特殊地
下ごうというのは、具体的にどういうものなのでしょうか。

○（建設）建設事業課長

特殊地下ごうの件でございますけれども、これは戦時中に防空ごうがつくられたうち、旧日本軍、地方公共団体、
その他これらに準ずるものが築造した防空ごうを指しております。

○古沢委員

お手元の資料の中にも出てきますけれども、旧日本軍の指示の下に町会がつくったというものもそれらに含むと
考えていいのですね。

○（建設）建設事業課長

先ほど答弁しましたけれども、その他これに準ずるとい部分でございますけれども、これの準ずるとい部分
は、「軍需工場」「町内会」も含まれるとなっております。

○古沢委員

ところで、特殊地下ごうの対策事業というものが国土交通省において行われておりますが、この概要について説
明してください。

○（建設）建設事業課長

「特殊地下壕対策事業」の概要でございますけれども、これにつきましては先ほども触れました旧日本軍、地方
公共団体その他これらに準ずるものがつくった地下ごうの安全対策を行う上で必要な措置に対する事業費が200万円
以上の事業に対して、国の補助を受けられることになっています。

○古沢委員

その事業に採択される要件や基準といったものはあるのですか。

○（建設）建設事業課長

要件でございますけれども、これにつきましては、安全対策をとる上で、その埋め戻しに対するいろいろな工法
がございますけれども、それらを含めて事業費で200万円以上となっております。

ただ、1件当たりの事業費で200万円以上になってございますけれども、100メートル範囲に数か所ございましたら、
それも対象となるというふうには聞いております。

○古沢委員

日本語ですからそのとおりでと思うのですが、要するに、埋め戻しに200万円もかからない事業費で済むというよ
うなところが何か所かあっても対策事業の対象外ということですか。

○（建設）建設事業課長

仮に、1か所当たり100万円の場合は対象外になります。ただし、200万円以下であっても、先ほど言いました100
メートル未満にまとまって二、三か所あったときに、それらを合わせて200万円以上であれば事業の対象になると聞
いております。

○古沢委員

実は、昭和48年度に全国的に防空ごうの実態調査が国の指示に基づいて実施されています。そのときに作成され
た市内40か所の防空ごうの調査資料を本委員会に提出していただいております。お手元にある10ページ物の手書き
資料です。この調査に当たっては、どういう方法で調査されたのでしょうか。

○（建設）建設事業課長

昭和48年度の調査の方法でございますけれども、これにつきましては、当時、市が把握していたであろう防空ごう、又は情報が寄せられた防空ごうなどを含めて40か所の調査をしたというふうに聞いております。また、それらの調査方法でございますけれども、所在地、規模、構造、土かぶり、内部の現況、築造主体、現在の管理者、上部の状況、ごうの現在利用状況、災害の有無などを含めて行ったところでございます。

○古沢委員

北野議員の質問で、これは再々質問に市長が答えているのですが、その44か所、皆さんのお手元にわたっている資料を見ていただいたら、ここではちょっとわからないのです。もう一つの資料で、「小樽市特殊地下壕位置図」という地図があります。この地図に付されているナンバー1からナンバー44まで、実はこちらの10ページ物の資料のうちのナンバー40までは、この地図の位置図の番号と一致します。41から44までは、その後に追加された分であります。

位置図のほうを見ていただいて、対策工事という欄を見てください。このうち最も多いのは、入り口を閉じただけというものが27か所あります。この点について北野議員がそういうことで心配ないかと質問されたのですが、市長は、まずは「どこか1か所調べてみるという方法はあります」と、こういうふうにお答えになっておりますけれども、具体的にどこをまず調査してみようというふうにお考えか、そのことが定まっていればお知らせください。

○（建設）建設事業課長

44か所のうち27か所ある、入り口閉塞の部分の調査ということでございますけれども、その箇所について、どこをとということにつきましては、まだ決まっておりません。

○古沢委員

入り口を閉じただけというのが27か所あります。最初の調査を行った際に作成された10ページ物の手書きの資料で、ずっと見ていきますと、問題は中ほどにある内部の現況です。この地下ごうの内部はどういう状況にあるかということもずっと見てみました。いろいろな状況がありますから、状況によっては重複しますので、箇所数がちょっと膨らむことになってしまいますけれども、こういうことがわかりました。入り口を閉じた箇所のうち、実は対策工事をした時点で内部に水たまりがあることがわかっていたのが3か所、それから、入り口や内部の一部が崩れているというのがわかっていたのが12か所、それから、内部のことは触れていない部分で、入り口を土どめ、石垣でふさいだというのが5か所、それから、この地下ごうの付近、上あたりのことを言うのでしょうか、陥没、建物に亀裂、地盤の沈下などというふうになっているのが9か所、こういうことがわかってきたのですが、こういう状況の部分を含めて、入り口を閉じただけというのが27か所なのです。適切な対処だったと思われませんか。

○（建設）建設事業課長

当時は、27か所について入り口を閉鎖したという状況でございますけれども、先ほど調査方法を説明しましたが、いろいろ調査した中で総合的に判断して処置したということで考えています。

○古沢委員

国土交通省のホームページに、「特殊地下壕対策事業」というところがあります。事業の内容の1番目に「市街地に現存する特殊地下壕で、陥没、落盤又は壁面のひび割れ、出水等が顕著となっており、建築物等に対する危険度が増し、放置し難いものの全部又は一部の埋戻し等を行う事業」というふうに言っているのですが、先ほど見た内容で言えば、入り口をふさいだ程度でこの対策事業の事業内容を満たしているというふうに思われますか。再度お聞きします。

○（建設）建設事業課長

国土交通省のホームページの内容でございますけれども、そういうふうになっているのも確認しております。ただし、昭和48年、49年から地下ごう対策が始まったときについて、当時の担当者と言ったら語弊を招きますけれど

も、その中の判断で入り口を閉鎖したというものについては、それから三十数年たっていますけれども、私どもとしては、一応の処置は取られたというふうに考えてございます。

○古沢委員

今さらどうしようもないというのではなくて、今も入り口がふさがって、中が空洞になっているか崩れているか、地下水脈によって水がたまっているか、いろいろな状況が考えられるわけです。しかも、考えてみてください。これは戦争中のことです。相手があつて、軍艦が突如、小樽沖合から艦砲射撃をする。グラマンが飛んでくる。これに対して市民が避難する場所ですから、遠く離れた山奥に地下ごうが掘られているわけではないのです。ですから、入り口閉塞の27か所の中で、先ほどの資料をちょっと見ていただければ、右手のほうに上部土地の利用状況という欄がありますが、大方は住宅地なのです。ですから、まちづくり、都市計画から言っても、これは放っておくことができないということを強く言っておきたいと思います。

では、特殊地下ごうの実態調査は、昭和48年以降、小樽市においては何度行われていますか。

○（建設）建設事業課長

特殊地下ごうの調査でございますけれども、私どもの資料として残っている部分で把握した中でお話を申し上げますと、昭和48年以降、昭和51年、昭和53年、平成7年、平成13年、平成17年です。

○古沢委員

昭和48年のときは40か所です。こうやって地図にも落ちている分です。その後、53年の調査で3か所増えて43か所です。聞くところによると、現在は44か所ということです。この位置図で出てくる44か所は、最初から四つ増えているのですが、これは平成17年7月に作成した位置図ですから、平成7年の実態調査から44か所になっています。そこで、私ども日本共産党が提出している資料についてです。

これを説明申し上げたいと思うのですが、共産党が提出している資料の1、これは小樽のまち中でも非常に立派といいますか、堅牢な地下ごうです。左上の写真にある扉の取っ手に手をかけたら、すぐあいたものですから、私も中に入ってみました。真暗でした。水も多少たまっていました。右上の写真は、入り口からずつと入って、旧堺小学校側に出てくる出口の部分の木でふさいであるのだと思います。

ちょうどその上に、左下の写真のように旧堺小学校があります。写真を横に見てください。右下の写真は、この地下道の入り口と出口の間に垂直に積まれている石垣です。これがまず一つです。これは44か所のうちに入っていますか。

○（建設）建設事業課長

この地下ごうにつきましては、44か所に入っておりません。

○古沢委員

昔の新聞報道などによりますと、住民の皆さんが危ないということで、大層なお金を投入して地下ごうをつくったというふうに報道されています。ですから、軍が主体でもなければ、軍が指示をしてつくったとも、その新聞報道の限りでは読み取れませんけれども、市内にある幾つかのところ、知り得るところを見る限りでは、ここほど立派につくられているところはなかったというふうに私は感じます。こういったところは、先ほど言ったように対象外の施設なのですか。

○（建設）建設事業課長

この旧堺小学校跡の防空ごうにつきましては、対象外ということではなくて、安全性等を含めまして、安全対策をする必要があるかないかがまず第一に考えられるところです。

○古沢委員

都市計画課長に聞きます。事前に、現場を見て確認しておいてくださいということをお願いをしておきました。図面上で見ますと、この特殊地下ごうは、私の判断では、かつては教育用の財産、旧堺小学校の敷地内、現在は普

通財産になっていると思いますけれども、その市の土地の中につくられているものではないでしょうか。

○（建設）都市計画課長

地下ごうの存在する位置についてでございますけれども、図面と既存の資料を確認したところ、市の所有する土地の中にあるものと思われます。

○古沢委員

もう一つお尋ねします。

右下の写真の石垣です。これと、写真には載せていませんが、旧堺小学校の裏手入り口と言うのでしょうか、そこに石垣部分が 1 メートル少々ありまして、その上にコンクリートの擁壁がつくられて、素人風に言えば、基礎をきちんと打ち込んだコンクリート擁壁ではなく、石垣の上に積み上げているコンクリート製の擁壁のように見えるのですが、確認されてこられましたか。

○（建設）都市計画課長

現地で状況を確認しております。既設の石垣の上にコンクリートのブロックが乗っかっているというような状況でございます。

○古沢委員

これは問題の、北野議員が質問した例の石垣ですね。規制法の前に組まれた石垣、そしてその上にまた無届けで積み上げられていたと思われる石垣、こういう場合について責任はどうなのか。

それから、基本的には私財産ですから、その方の責任においてということになるのだけれども、そうではなくて放置されたりして周辺に危険が及ぶという場合はどうするかということは検討しましょうということが議論になりましたけれども、この擁壁はかなり微妙なところだと言いましたから、改めて確認できるもので、もう一度確認してくださいと課長に今日お願いしておきましたけれども、小樽市所有地でよろしいですか。

○（建設）都市計画課長

現地の石とか座標とかを確認しなければ断定はできませんが、既存の図面では市の所有する土地だと思われます。

○古沢委員

擁壁の構造上、問題ありかなしかの話はいかがですか。

○（建設）都市計画課長

個々の擁壁についてはわかりませんが、一般的には既設の石垣に積み増したものにつきましては、安全とは言えないと思います。

（「垂直の石垣は」と呼ぶ者あり）

それにつきましても、今の技術基準からしますと、安全とは言えないと思います。

○古沢委員

資料の 2 番目は、「カヤシマ岬に当時の姿のまま残る特攻用舟艇の洞穴」で、新高島トンネルに入る手前から岬に向かって旧道が伸びていました。その先にトンネルが、旧高島トンネルと言ったらいいのでしょうか、高島隧道と言ったらいいのでしょうか。その高島トンネルと、もう一つ、その奥に掘られている洞窟というか、地下ごうです。

新聞報道などでかつて大きく取り上げられておりますので、御承知の方も多いところですが、特殊舟艇、要するに特攻用の船をつくって、それを保管する場所として掘られた地下ごうです。そのうちの一本が、戦後、道路の延長上で高島トンネルとして活用されているのですが、もう一本は海側に現存して、上の写真の状況で残っています。これも、44 個の中には入っていません。

資料の 3 番目です。これは、銭函方面の国道 5 号沿いです。この地図で言えば、写真の下に星野町 5 番というところがあります。星野町 5 番に国道から上がっていくのり面の一部くぼんだところ。銭函連合町会長の藤田政

昭さんと私は農業委員会を通じて、かつてから知り合いで、年代の相違を超えてお友達つき合いをさせていただいておりますが、藤田さんが連れて行ってくれました。見せてやると。見たら、一目瞭然、くぼんでいるのです。これは、道路をつくったときは、ちゃんと平らだったのだ。こういうふうにくぼんでいるところが、御前水のほうに向かっていけば、地元の古豪の人たちが見れば、ここだとわかるところが何か所かあるのだよと。ここは、旧日本軍の陸軍に燃料を貯蔵する地下ごうをかなり多く掘られていたそうです。藤田さんのお話によると、終戦前か直後かわかりませんが、この地下ごうに残っていた燃料を銭函の浜に、砂地を深く掘って馬車で運んでそこに埋めたと言うのです。埋めた燃料はどうなったのかと聞いたら、私は軍などに言われて馬を出して運んだだけだから、その後、その燃料がどうなったかまでは知らないと言っておられていたところを写した写真です。これも、44か所の中には入っていません。

資料の 4 番目は、奥沢会館の裏手です。土のうで入り口がふさがれています。少し入ったところに、コンクリートでふさがれているように見えておりますが、これも地元の人から聞きますと、奥沢会館の裏手のがけ地帯を、大げさに言えば U 字的にといいますか、がけに沿って延長されて、入り口、出口というふうにして掘られていた地下ごうだというお話です。これも、44か所には入っていません。

資料の 5 番目は、J R 蘭島駅の踏切を渡って、蘭島川を渡って、市道餅屋沢通線から旧鏡公園に上がる道路の、全くその上がりっぶちです。そこに、当時は U の字のように地下ごうが掘られていた。そして、戦後は、かなりの間、どなたかが住まわれていたようです。その話をすれば、市役所で知っている人は結構いるのではないのでしょうか。

それから、地元の人たちは、これも古い話だけれども、ここで自殺事件があったりして、気持ちが悪いということとあまり近寄らないのだと言って、それも、農業委員を通じておつき合いさせていただくようになった、農業を現在も頑張っておられる高齢の方が案内してくれたところですよ。これも、この 44か所には入っていません。

ですから、最後になりますけれども、この特殊地下ごうで言えば、市長は連合町会などの協力を得て調査をやってみたい、大筋でそういうふうにお答えになりました。ちょっと情報を集めてみただけでも、そういったことがわかってくるのですが、今やっておかないと、実はそういうことを語る人がだんだんいなくなってくるわけですから、これは急がなければいけないということと、現在の対策事業は平成 23 年までですが、これがどうなるかという先行きがまだはっきり見えていません。そういうこともありますので、その調査案について急ぐ必要がありやしないかということと、検討されるとしたらいつどういう方法でということをお答えいただけるのでしたらお聞かせください。

○建設部飯田次長

一般質問で北野議員のほうから、かなり戦後年数もたって、防空ごうのことを知っている市民も少なくなっているということもあって、防空ごう調査をやったらどうかという御質問があり、市長からも、今、古沢委員からお話があったとおり、調査はしたいという形で答えてございますので、我々も、戦後 65 年もたって、さらに昭和 48 年に調査を一度やっておりますけれども、それからもう 30 年もたっているというかなり時代の経過をしている中で、お話があったように、地域の情報といえましょうか、防空ごうのことを知っているような方もだんだん少なくなるという事実もありますので、我々としては、今、いつという話はできませんけれども、できるだけ早急に連合町会等のお力をおかりして調査をしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(「本年度に」と呼ぶ者あり)

本年度にしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、平成 23 年度までの事業でございますので、23 年度までに、今の時点では採択されないと補助事業にはならないということも十分承知してございますし、これもまた一般質問で答えているとおり、安全対策が必要な防空ごうが見つかれば、それについては国費を導入するというところで市長からも答弁をしておりますので、そのように

取り組んでまいりたいと思います。

○古沢委員

入り口を閉じただけという27か所は対処済みとなるのですね。北海道を通じて、この対策事業に該当するものはあるかということ国に報告が上がっていくのですが、小樽市は、対策済みで、なしなのです。ところが、対策したけれども、先ほど言ったように、入り口を埋めたところで、例えば富岡などを調べてみてください。山口委員の家のすぐ下のところに、この資料によると奥行き600メートルの地下を掘っているというふうがあるのですよ。そういうようなところを調べてみたら、実際にどうなっているのですか。その上に住宅が建っているのです。そういうところを調べたら、実はそれも対策事業に該当するのかもしれない、私はしないと思うのです。ですから、一口に調査をしますと言っているのですが、これは大変な事業になると、勝手に私が心配することではないのですが、やりますというふうに言い切っているのですね。

○建設部飯田次長

繰り返しの答弁になりますけれども、具体的にここに穴があるというような情報の提供をいただく形で、連合町会の力をおかりして調査をしたいというふうに思っています。

○古沢委員

◎陳情第1169号「小樽市における地籍調査の実施方について」

先ほど、陳情第1169号の趣旨を説明いただきました。本年3月31日の前原大臣の要請文も参考までに見させていただきました。要するに、法律ができてから50年、実際に事業の進捗状況は49パーセント、都心部では2割しか進んでいない、これはまちづくりの上でも、トラブルが生じたり、いろいろなことが想定されるし、阪神・淡路大震災の場合に復興事業に入るに当たっても、こういった基礎的な調査ができていないか、できていないかで復興のスピードは大違いだ、言ってみたら防災対策の一つでもある。そういうことから、ぜひ早く市町村においては地籍調査に取り組んでほしいという要請が特別に出されたものであります。これは法律の一部改正を受けて大臣が出した要請文です。これを受けて、小樽市はどのように考えておられますか。

○（建設）用地管理課長

国土交通大臣の前原大臣による要請文について小樽市としてどのように考えているかという御質問ですが、小樽市としましては、地籍調査についての必要性、重要性、これについては理解しておりまして、必要だと考えております。ただ、この事業は、かなり大規模な事業でありまして、金額で言いますと数十億円、期間で言いますと恐らく数十年かかる事業ではないかと考えております。そのような中で、当然、必要な事業ではあるのですけれども、これを実施していくことになると、調査の体制づくりとか、財政の問題、財源の問題とか、そういうようなことを合わせ考えまして、今後、実施をしていく時期とかということについては検討していくことになろうかと思っております。

○古沢委員

一部改正があったのは、国土調査促進特別措置法及び国土調査法なのですが、法案は国土調査事業十箇年計画の期限延長、これとあわせて地籍調査の実施主体である市町村への負担軽減を図る、そのための所用の改正だというふうに言っているのです。法律が一部改正されていますから、新たな期限延長で計画期間が先延ばしになりますというふうに考えたとしても10年なのですね。ですから、これまで50年放っておいたから、この先10年は大丈夫だろうというのではなくて、10年間で、用地管理課長に聞いたら、ざっと見ただけで50億円はかかるのではないかと、そうおっしゃっていましたね。50億円かかるのだとしたら、この要請でいったらどうですか、市の負担分は二、三億円ですね。ですから、かなり大きな事業だと言いつつ、市民生活にとって必要な税の投下だというふうに考えれば、そういうふうに考えることでもないのでもないかというふうに思いますので、ぜひこの具体化に向けて重い腰を上げていただきたいという要請を伝えて終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○佐藤委員

◎陳情第1169号「小樽市における地籍調査の実施方について」

ちょうど古沢委員のほうからも地籍調査の話が出ましたので、私も地籍調査の陳情にかかわって質問をさせていただきたいと思います。

大体、今、古沢委員のほうから質問されたような趣旨なのですが、具体的には地籍調査を実施すると、陳情の中にも効果は何か書いていますけれども、ほかに全体としてはどのような効果が考えられますか。

○（建設）用地管理課長

地籍調査を行うことによる効果についてですけれども、地籍調査というのは、土地一筆ごとの面積だとか境界だとか、そういうものを確定していくような事業でございます。それによって、今まで土地の境界についてのトラブルがあったとか、そういう紛争があったとか、そういうことが解消されるというようなこともありますし、先ほど古沢委員のほうからもありましたけれども、災害等が起きた場合に、その復旧事業をするためには、まず土地の確定からやらなければだめだというようなことが間々あります。この地籍調査をやっておけば、土地の境界というものが台帳で押さえられておりますので、その前段の土地の確定というような作業が省かれて災害復旧事業に入れる。そういうようなメリットがあります。

それから、例えば土地の売買等の取引が行われる場合も、土地が確定していないというようなことも間々あります。そういうような場合は、まず、土地を確定するための測量をその売買に伴って行うということがあるのですけれども、その作業が省かれて、すぐに土地の売買に入れますので、そういう円滑化というような効果があるかと思えます。

○佐藤委員

私どものほうにも、年間、土地のお話で住民の方からかなり相談に来られるというようなことがあります。それが、私有地であったり、国有地であったりということも含めてということなのですけれども、特に国有地の場合は、法務局に行ってしっかりしたものを取り寄せなければその先が進まないということがありまして、それができればわかりやすく今後整備されるということで円滑化すれば大変ありがたいと思いますけれども、もう一つ、平成16年から小樽市で緊急地域雇用創出特別対策推進事業として、GISのほうの事業を始められましたけれども、この地籍調査とGISというのは、リンクするのか、どういうところに課題があるのかということについてお知らせいただきたいと思います。

○（建設）用地管理課長

地籍調査とGISの関係でございますけれども、現在、市のほうで行っているGISについては、現況図、これは都市計画図ですけれども、現況図に地番図を重ねているという状況で運用を図っています。その上に違う情報等を載せておりますけれども、地籍調査との関係で言うと、地番図と現況の関係が一番大きいかと思えます。現在は、現況図と地番図を重ねているのですけれども、この精度については、ずれているようなところもかなりございます。この地籍調査を行えば、その地番ごと、一筆ごとの座標等が確定していくというような、そういう作業ですので、その精度が格段に向上するというようなことになろうかと思えます。

○佐藤委員

水道局では上下水道施設管理システムを構築中ということで、このGISのデータを使用しているということなのですけれども、今、用地管理課長のほうからは多少ずれが生じる可能性があるということでしたが、水道局とし

て、現場ではそういうような対応をしていますか。

○（水道）サービス課長

実際、上下水道の管路のずれというのが、図面の誤差等によって生じるということは間々あることでございます。その解決方法といたしましては、個々の給配水台帳や工事のときの竣工図を参考にして、必要に応じてシステム上で修正を行ってございます。

○佐藤委員

地籍調査をすると、そういうずれもなくなり、計画も単純に考えるとスムーズに行くのではないかと、私は思います。

それともう一つ、小樽市内の街区基準点の調査を国からの依頼で行ったと聞いておりますけれども、この街区基準点を小樽市内では、今、何か所ぐらい設定しているのですか。

○（建設）用地管理課長

国から市のほうに移管されている街区基準点としては572か所ございます。

○佐藤委員

この街区基準点は、地籍調査をするに当たって、どのような位置づけになるのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

街区基準点は、地籍調査を行うための前段の作業ということで位置づけられております。これは、平成19年度に国から市のほうに移管されているのですけれども、この基準点から次の地籍調査を行う各用地の境界というものをはかるときに、この基準点をベースにはかっていくということです。

○佐藤委員

そうすると、地籍調査のすべてではないのですけれども、その一部が既に今、地籍調査という形ではなく、実施されているという認識でよろしいのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

あくまでも地籍調査を行うための前段の作業が行われているというような状況です。

○佐藤委員

本来であれば、工程の中に組み込まれているものが、もう既に、目的が違いにしろ実施されて、572か所の基準点が設けられているということになっているということは、地籍調査をもし始めるのであれば、その作業が省かれると、そういう認識だと思います。

これから実際にどこで地籍調査をするのかという具体的などころなのですけれども、当然、道内でやっていないのは小樽市を含めて5か所ということで、小樽市ではそういう地籍調査をできる業者がないということなのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

小樽市内にも地籍調査を行うことのできる測量会社はございます。

○佐藤委員

そういうことであれば、先ほど古沢委員のほうからも、小樽市の経費としては二、三億円だろうと。それも、10年という話ですから、10で割ると、どれぐらいの規模でやるかは別としても、年間二、三千万円ぐらいの経費負担というお話でした。実際問題、小樽市以外でやっているようなところもあると思いますけれども、ほかの都市では大体どれぐらい年間でかかっているのかというようなことがもしわかれば、例えばこの都市はこれぐらいということがあれば教えていただきたいと思います。

○（建設）用地管理課長

最近、北見市等で地籍調査を行っているということは聞いておりますけれども、年間の事業費はどの程度でやっ

ているかというところまでは聞いておりません。

○佐藤委員

その辺は、またこれから十分研究していただいて、当然、この陳情にも書いていますけれども、前原国土交通大臣のほうからもやっってくださいという話も来ているということは、以前は、自民党政権のときにやっていて、政権が交代しても続けてどうぞお願いしますということですので、この先、どういう政権になるかわかりませんが、そういうことを考えると、すぐには終わらない事業ではないかと、私はそういうふうに考えますので、よく、ひも付きのお金で2年ぐらいたったらお金が回ってこないのどうしたらいいかと足踏みする事業もほかのところではありますけれども、これに関しては、少なくとも最低10年、それ以上は継続する可能性が極めて大きいということも考えて、この地籍調査に関してはどのように考えておられるか、お願いしたいと思います。

○（建設）用地管理課長

先ほども申しましたが、かなり大規模な事業だということで、まずは庁内の体制づくりが必要だろうと考えております。人員の配置等がございますし、また事業としても数十年というような期間を要する事業だと思っております。そういうことを考えながら、必要な事業だということは理解しておりますので、その人員の配置、それから市の財政状況などを見極めながら実施していく時期等については考えていくことになると思います。

○井川委員

◎一般国道5号忍路防災事業の進捗状況等について

それでは、忍路防災事業の進捗状況ですけれども、新国道のルートがちょっと変わっていますが、ルート選定の経緯をお知らせください。

○（建設）片山主幹

新国道ルートについては、住民説明会を開催しまして、複数ある案の中で、山側ルート案について住民の皆様の御理解をいただいております。当初、山側ルート案で提示していたルートは、おおむねの位置を示した案でありまして、昨年度に開催しました住民説明会で具体的御意見、御要望をいただき、小樽開発建設部からは、地域の皆様の意見を取り入れ、利用しやすい道路づくりを進めていくというふうに聞いております。小樽開発建設部では、現在、山側ルート案を忍路市街に近づけた案を検討していると聞いております。

○井川委員

今回はずっとトンネルを掘っていくという大変な工事ですね。それで、忍路市街からバス停が遠くなったということについて、北海道中央バスと1度か2度、話をしたという経緯はあるのでしょうか。

例えば、忍路というのは特に高齢化が進んでいるまちなのです。ちょっと離れ小島みたいな感じがしますけれども、ですから、病院へ行く、小樽に行く、余市に行くといっても、お年寄りがみんなリュックサックを背負ってバスに乗っていく、そういう姿を私はいつも見ているのです。例えば、住民が何か要望すると、わかりましたと小樽開発建設部の方も簡単に変わると言ったらおかしいですけども、変えられる物なのですね。中央バスとはどのようなことを相談したかについても伺います。

○（建設）片山主幹

中央バスとは、忍路市街へのバスの乗り入れについてということで相談をしております。ただ、中央バスのほうから、現時点では判断ができないというような回答をいただいております。

現在の状況としましては、新国道上の路線バスを、忍路に住んでいる方々は望んでいるということでございます。

○井川委員

国道が新しいルートになったということの市民周知はいつごろするのですか。

○（建設）片山主幹

今後の進め方になろうかと思えますけれども、新国道案を忍路町会の役員会でまず説明させていただいて、御理解が得られれば、引き続き住民全体を対象とした説明会を開催していきたいというふうに考えております。

○井川委員

それで、完成時期についてはいつごろをめどとしているのでしょうか。

○（建設）片山主幹

現在、事業説明の段階でありまして、完成時期については未定でありますけれども、小樽開発建設部からは早期の完成を目指したいと聞いております。

○井川委員

恐らく、初めは完成が大体何年後という予定はあったと思うのです。何十年もかかっていいということではなく。特別、ここは危ないところですからね。防災のために道路を新しくすることですけれども、今、北海道開発予算がどんどん減らされてきていますね。今回も17パーセントの減になると。そういうものが響いてまたどんどん遅れていくのではないかと懸念をしているのですけれども、それについてはいかがですか。

○（建設）片山主幹

事業の予算の関係についてですけれども、小樽・余市間国道新設改修期成会を通じて、小樽市としても早期の完成を国のほうに要望してまいりたいと考えております。

○井川委員

よろしく申し上げます。

◎小樽駅周辺地区の整備について

第6次総合計画の前期実施計画から、市街地整備のことなのですが、中心市街地の整備の項目中、小樽駅周辺地区の整備へ向けた検討とあり、事業内容として「駅前広場と駅前パーキングの一体的な整備へ向けた検討」と書いてあるのですが、私がいつも心を痛めているのは、各地へ行っているいろいろな駅においてみて、非常に感動したり、駅をおりたときに、ここへ来てよかったな、この駅はすばらしいなと思ったり、駅を見た途端、ここは何ていいまちだろうという感じがするのですが、小樽はなかなか思うような開発が進んでいなくて、本当にこれが観光客が700万人も来るまちの入り口なのかと、ふと情けないと思うことがありますし、あちらこちらへ行くたびに、皆さんには小樽の駅は何とかならないのかという言葉ももらっています。

いろいろな部分で検討しているのでしょうけれども、この計画では平成22年度から25年度までということなのですが、具体的に一つでも二つでも前に進んで、こんな考え方でこうやって進みたいという、そういう熱意があるところを聞かせていただきたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

小樽駅周辺地区整備へ向けた検討でございますが、まず、事業概要の部分を説明いたしますと、駅前広場については、駅前の7,400平方メートルのエリアで、慢性的な渋滞とか歩行者と車両交差のふくそう、さらには景観上の問題を抱えているという問題がございます。また、三角市場の山側にある駅前パーキングにつきましては、現在、都市計画駐車場として位置づけられておりますけれども、中心市街地の1等地ということもございまして、土地の有効利用が望まれているところでございます。これらの課題に対応するために、駅前広場と駅前パーキングとの一体的な整備を検討するというのがこの事業の目的でございます。

事業といっても、これはソフト事業なのです。見てのとおり、事業費は計上されておられません。その内容としては、協議とか、調査とか、解析とか検討が主なものです。今まで行った実績としては、例えばJR、中央バス、公安委員会、そういった関係機関と協議をしております。また、庁内の関係課長会議を通したり、平成20年度、21年度には交通量調査などを実施するなどして、問題点の把握に努めているところでございます。

今申し上げたように、これはソフトの話でして、委員がおっしゃる具体的に何を検討して、そこで何をやるかと

いう話なのですが、その辺は、なかなか答えづらいところがありますけれども、対応の方向性としましては、当面、駅前広場につきましては、交通渋滞、歩行者の安全対策が急務ということもございまして、その点につきましては部分的な対応も検討する必要があるのではないかと思います。ただ、駅前パーキングのほうにつきましては、大きな土地利用もございまして、それは長期的なビジョンを持って考えていきたいと。今のところは、そういった検討の中であるということでございます。

○井川委員

検討といっても、検討してもお金がなければなかなかできない部分が多々あると思うのですけれども、ぜひ小樽の顔として、駅前も早くにいろいろな部分でどうしたらいいかという検討をして、JRだけではなくて中央バスもかかわりますよね。駅も大変狭い。狭いけれども、あの駅は国の登録有形文化財なのでなかなか壊したり、直したりできないという部分もあるのですけれども、ただ駅に入ると、がらんどろで、私も駅を毎日通るのですけれども、いい駅ではないなと思っているのです。

そういった部分も含めて、ぜひ、前向きに検討してください。とにかく、前向きしかないのです。この検討はお金もついていませんのでね。ですから、頑張って検討しなかったら、これは何十年先になってもきっと同じだと思うのです。ぜひ、それは強く要望したいと思います。

◎周辺市街地の整備について

次に、周辺市街地の整備というところで、「地域の特性に応じた計画的なまちづくりの誘導」とありますね。これは、そのまちに合ったようなまちづくりをするよう誘導するということだと思います。これも、ほんの少ししか予算がついていないのですけれども、どのように誘導されているのですか。

○（建設）まちづくり推進課長

周辺市街地活用促進事業につきましては、幾つかの側面がございまして、まちづくり推進課で対応している部分について説明をしますと、空き家・空き地バンク制度を実施しております。この制度は、周辺市街地で空き家が発生した場合、住環境のよい郊外に住みたいという子育て世代の方や、二地域居住を希望する方に情報を提供しまして、地域の定住人口の確保に努める、そういった誘導を行っているところでございます。

○（建設）都市計画課長

計画的なまちづくりの誘導についての御質問でございますけれども、周辺市街地においても、中心市街地と同様に、定住人口の減少、高齢化の進展が著しい状況にありまして、今後においては、空き家、空き地の増加、地域コミュニティの崩壊や地元商店街の実態など居住環境にかかわるさまざまな課題が考えられます。

このような状況の下、今後につきましては、現在の周辺市街地の居住環境を維持しつつ住み続けていけるよう、また、こうした地域のまちづくりの課題に対して都市計画として何ができるかという視点で、まちづくりの最も基本的なルールでございます用途地域や地区計画などの土地利用の規制のあり方について検討を行っていきたいということでございます。

なお、平成21年度につきましては、本市で初めて提案制度を活用した地区計画を策定したところで、住民の意向を反映したまちづくりを進めているところでございます。

○井川委員

皆さん庁内だとか、いろいろところで検討しているということなのですが、本当に小樽のまちをどうするのかというときに、何もお金をかけないで何かするといったら大変難しいところがあると思うのです。ですから、例えば、本当のプロ中のプロを呼んで、そういうプロの方は、小樽駅をおりて、ぱっと見た瞬間、どうしたらいいかということが、はっとひらめくそうなのですよ。

ですから、そういう部分で、やはりもう少しお金をかけて、いろいろな勉強会というのですか、そういうものもやってみたり、いろいろな方に相談されて、今もいろいろな委員会があると思うのですけれども、同じメンバーで

いつも同じ討議をしたって一向に前に進まない、お金がないで終わると思うのです。ですから、勉強の幅をもっと広くしていただきたいし、もしまちづくりの委員の方も、職員の方も、例えばいい駅前周辺、あるいは、まちづくりを見たいというときは、地方に出かけてもっと見ていただきたいと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか、予算のほうは。

○建設部長

駅前を取り巻く状況というのは、今、委員の方からも言われたような状況でして、駅前広場は7000平方メートル強の狭い中でいろいろな機能がごちゃっとおさまっていて、我々もこの間、内部でも、それからJRとかタクシー協会とか公安委員会、警察ともいろいろな話をするのですけれども、なかなか難しいというのが現状です。

それと、先ほどもあったように、駅前パーキングを含めて、実は外のほうからいろいろな提案もあるのでありますが、なかなか具体としてお金も含めてこうしようというのが、このような経済情勢もあって、今のところなかなか実現できないというのが現状です。そういった中で、我々としても何かから手をつけていかるところは手探りでやっています。とにかく現況の中でできるとすれば、駅前広場の交通状況、歩行者とタクシーとマイカーとがいろいろな形でさくそうしている状況は、何とかそういった部分では手をつけていくことができるのではないかと考えていますので、そういったところからまず手をつけていこうというふうに思っています。

それから、もっと広く言うと、駅前第1ビル、第2ビルも含めて再開発をやって、第3ビルはこういう形で完成したという中では、もっと大きい話をすると、今後はもう少し、そういったことも含めてやはり検討していかねばならないのではないかとこのように思いますけれども、それはこれからの課題という形でちょっと置いておいて、まず先ほど申し上げたように、できるところと言えば、駅前広場の部分をもうちょっと検討していきたいと思っております。

○井川委員

◎水道の需要状況について

次に、水道の需要の動向について、簡単でいいですから、よくなっているか、悪くなっているかということをお教えください。

○（水道）料金課長

水道の需要状況についてであります。平成22年の4月と5月の2か月間の水道料金で見ますと、家事用につきましては、対前年比0.6パーセント、金額にしまして約150万円の増となっております。業務用につきましては、対前年比2.5パーセント、金額にしまして約470万円の増となっており、業種別に見ますと、加工業が8.2パーセント、ホテル・旅館が4.0パーセント、サービス業が5.0パーセントの増となっているのに対し、クリーニング業は13.4パーセントのマイナスとなっております。

○井川委員

景気が少しずつ持ち直しているとはいえ、まだ決していい状況ではないです。このクリーニングの13.4パーセントの落ち込みというのはちょっと大きいと思うのですが、これはどのような原因ですか。

○（水道）料金課長

クリーニング業については、特に申し上げることはできませんが、市内の1店が札幌のほうに移転したためと思われる。

○井川委員

一番水を使う商売が札幌へ行かれたということで、非常に大きな穴があいたということで、これは仕方のないことだと思いますけれども。

◎水道料金等徴収業務の委託について

次に、業務委託をされて2か月半が過ぎました。その現状についてお知らせください。

○（水道）料金課長

現状についてであります。調停等のいわゆる料金業務につきましては、毎月の予定に沿った業務を遅れることなく確実に進めています。また、窓口業務につきましては、現金納付や関係部署への取次ぎなど、お客様への対応について苦情が出ることなく行われております。

それから、収納業務につきましては、実質的には1年を経過した時点での収納率を見ないと判断できませんが、結果が出ている4月で申しますと、対前年同月比となりますが、水道料金は現年度分が3.2パーセントから3.1パーセントとなり、0.1パーセント下がりましたが、過年度分は56.8パーセントから58.5パーセントとなり、1.7ポイントの増となりました。合計では、38.9パーセントから39.6パーセントとなり、0.7ポイントの増となっています。

下水道の使用料につきましては、現年度分が3.0パーセントから3.1パーセントとなり、0.1ポイント増となりました。過年度分は、57.9パーセントから59.9パーセントとなり、2.0ポイントの増、合計では40.7パーセントから41.9パーセントとなり、1.2ポイントの増という結果になっています。このようなことから、現時点では相対的に順調であると判断しております。

○井川委員

委託をされてたった2か月半ですけれども、順調だということで、大変効果が出たのではないかと考えています。

そこで、局長にお伺いします。業務の全部を渡しているわけではないですから、今後、これからずっと順調にうまくやっていけば、これもあれも委託できそうだという部分についてはどのようにお考えですか。

○水道局長

私は、来年3月で退職なものですから、この1年しか水道局で働けないということで、この1年をどうするか考えてまいりました。

今の御質問に関しましては、いわゆる業務改善という点から平成22年度の考え方を申し上げたいのですが、建設常任委員会でも私は話をしていたかと思えますし、上下水道ビジョンの中でもうたっていますけれども、（仮称）経営改善委員会を22年度に立ち上げるということでお話をしておりました。これは、私の個人的な事情がありまして、1か月ばかり遅れまして、6月2日に、正式名称は小樽市水道局業務改善検討会議ということで立ち上げました。第1回の会議はこの22日に開催します。議長は私で、委員は水道局のすべての課長です。

どういことをやるかと言いますと、まずは業務改善についてあらゆることを検討していきます。当然、業務改善の中には、今、委員がおっしゃったように、いわゆる委託化の方向を勉強していかなければならないのですけれども、これからの委託は、浄水場の施設の運営管理という大きなものが出てきます。市民への水の供給に直接かかわるところに委託業務が入ってくるという、今はこういう流れがあるのです。小樽市の水道の経営状況も、今は赤字でも、何年かすると非常に厳しい状況になるということは目に見えていますので、こういうことも業務改善の中で考えなければならぬ大きな課題だと思っています。

部分的な委託ではなく、施設を全部一つの業者に委託するという、いわゆる第三者委託という言い方をしているのですけれども、施設一つを全部という大きなくりの委託は、全国的に大きな広がりを持って進んではいけないのです。これに踏み込んでいくにはかなりの勉強をしなければなりません。22年度は、神奈川県横須賀市、群馬県太田市、兵庫県加西市、それから福島県会津若松市といったいわゆる先進市の事例をこの会議の中で勉強しようと、今、具体的な情報収集をして、資料の作成をしております。

それともう一つは、やはりペーパー上でいろいろな情報収集をした中でも、どういう経緯の中で委託を考えたか、委託の契約を結ぶまでにどういう作業をして、どういう問題点があったか、委託を開始した後の課題、そういったものはやはり実際に現地へ赴いて、いろいろ聞かなければならない。そういった、いわゆる現地視察というような勉強も22年度でしていきたいというふうに思っております。

それで、具体的な検討は、業務改善をすべてにおいてこれからいろいろな方向で考えていかなければならない。より具体的に検討しなければならないのは、今言った委託化の問題です。どういうふうな形で、どの部分をどういうふうなところに委託していくかという問題、受け皿の問題、地元業者の問題もありますから、そういった乗り越えなければならない課題というのはかなり大きいのです。今までの料金業務委託とはちょっと違うのです。そういった意味では、少し時間をかけなければなりません。そういったことから、22年度は1年間じっくり勉強しようとする。そして、23年度以降に、この会議がそのまま継続するのか、外部の有識者も入れる形でやっているところもありますが、そういった形も含めて、具体的な業務改善の方向性は考えていかなければならない、そういうふうには私は今思っております。

○井川委員

いろいろと勉強されて、ほかの都市のいいところは見習って、ぜひ地元の業者にも還元できるような方向で進めたいと思っています。

もうそろそろ出るころかと思えますけれども、平成21年度の未収金は幾らぐらいになっているのですか。

○（水道）料金課長

平成21年度の未収分についてであります。最初に水道料金は、現年度分が約3億640万円、過年度分は約7,640万円の合計約3億8,280万円となっております。しかし、3月末に納付書を発送して、4月にならないと納期が来ない部分が、納期未到来分と言っておりますが、そのうち2億3,400万円がありますので、それを差し引きしますと1億4,880万円というふうになります。

下水道使用料につきましては、現年度分は約2億5,100万円、過年度分は約6,300万円、合計約3億1,400万円となっております。そのうち、納期未到来分の約1億9,500万円を差し引きしますと1億1,900万円が未収金となります。

○井川委員

納期未到来分は確実に入るとは限らないわけですね。本当にどうかすると負の決算に陥るような部分もだんだん多くなってくると思うのです。平成20年度と比べて未収金は増えていますか。

○（水道）料金課長

平成20年度と比べて減っております。

○井川委員

それで、この料金業務委託をした業者と、収納確保の施策については、何か話し合いや努力をされていることはありますか。

○（水道）料金課長

収納の確保ということでございますが、平成22年4月から収納業務を委託し、嘱託職員の週30時間勤務という制約がなくなりましたので、未納者と対応できる機会が増えており、その機動力をより一層生かしていただくとともに、収納を確保するためには新規未納者に対しては早期の納付催促、以前からの未納者に対しましては納付相談とその進行管理の徹底が必要であると受託者に指示しております。

今後は、経験豊富な受託者の知識や技術をフルに生かして対応してもらおうよう求めてまいりたいと考えています。

○井川委員

勤務時間が週30時間という制限がなくなって、働く期間が長くなり、それだけ市民の方と直接話し合いをする時間が長くなったということで、少しでも未納が少なくなってくれたら大変ありがたいと思っております。

ちなみに、現在、小樽市の水道料金は幾らで、道内10万人以上の都市と比べて、その中でどのぐらいの位置にいるのでしょうか。

○（水道）料金課長

10万人以上の道内都市9市の基本料金を比較します。都市により、1か月当たり8立方メートルのところと10立

方メートルのところがありますので、2 か月20立方メートルに換算して比較したいと思っております。小樽市の水道料金は2,667円で、低いほうから数えて2 番目となっております。下水道使用料につきましては2,562円で、これも低いほうから数えて4 番目の位置となっております。

○井川委員

この料金というのは、浄水場が近いか遠いかによってもちよっと違いますね。長い距離を引っ張ってくると高いのではないですか。例えば、浄水場がたくさんあるところと、1 か所から持ってくるのと、小樽では銭函とか朝里とか、地理的に長いですから、ほかの都市から見たら浄水場があちらこちらにあるように思うのです。たくさん浄水場があるほうが料金設定を安くできるのでしょうか。それはどうなのですか。

○水道局長

今、委員がおっしゃったように、水源をどこに求めているかで水道料金は当然おのずと違ってくると思います。遠くなれば、それだけ管路の距離は長くなるので、それはなると思います。ただ、一つ、今の料金について説明したいことは、上下水道ビジョンの策定に当たって満足度調査のようなアンケート調査をしたのです。そうすると、やや高いという人と、高くない、ちょうどいいという人が75パーセントぐらいでした。内閣府で昨年2月に行った公共料金の調査の中で、水道料金もあるのですが、同じような数字で70パーセントぐらいが、大体、妥当だということ、いわゆる高いけれども、我慢できるという結果でした。だから、小樽では大体75パーセントの方が料金にはそれなりに納得していただいているという数字でございます。

○井川委員

大変安くて市民は助かっているのではないかと思います。こういう部分で、例えば、水道局の広報誌「水おたる」などで、小樽市は全道平均から見たらすごく安い料金だということはお知らせしていますか。市外から来た人には小樽の水はおいしいという評判がありますので、市民にもおいしくて安いのだなということがわかって、水道だけは住みやすい小樽なのかなという部分で、そういういいところはお知らせする価値があると思うのです。そういう部分で、大変でしょうけれども、委託はしっかり頑張らせてあげて、何とか滞納を少しでも少なく、滞納の金額が物すごく大きいのですね。一生懸命頑張っても、何億円も滞納があったら、一生懸命やった人の労力がむだになるという感じになりますので、ぜひ1円でも滞納を少なくする努力をしていただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時37分

再開 午後 3 時00分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○秋元委員

◎一般国道5号忍路防災事業の進捗状況等について

初めに、説明を聞いた部分について、確認させていただきたいと思います。

まず、忍路防災事業の進捗状況なのですが、昨年の第3 回定例会でいただいた資料で、平成21年10月から近隣の町会での説明会を開始というふうになっていたのですが、今回いただいた資料では21年11月からというふうに1 か月ほどずれ込んでおりますけれども、これの理由はあるのでしょうか。

○（建設）片山主幹

昨年第 3 回定例会で提示させていただいた10月という記載についてですけれども、関連町会との調整の中で1か月ずれたという状況にあります。

○秋元委員

そこで、説明会には何名ぐらいの方が出席されて、大体、町会に所属する世帯のどのぐらいに当たるのかというのは計算していますか。また、先ほど、バス停の要望ですとか、市道から国道に入るところの安全確保というような意見があったということですが、それ以外にはどのような要望がありましたか。

○（建設）片山主幹

まず、出席者についてですけれども、忍路町会では、役員会に対して説明を行っております。計 4 回開催しております。出席者としては20名前後という状況になっております。忍路町会の世帯数は約140世帯、210人ほどです。

説明会で出ているそのほかの意見ということですが、忍路市街へのスムーズな出入りを要望されている意見がありました。具体的には、例えば国道ですと右折レーンを設置してほしいとか、信号を設置してほしいというような御要望、御意見が出されておりました。

忍路土場町内会からは15名から20名ほどの出席をいただいて、忍路市街へのアクセスをスムーズにできるようにしてほしいという御要望が出ております。忍路土場町内会については、人口としては50人ほどだったと把握しております。

蘭島、桃内についても、出席者については20人前後だったと思います。蘭島、桃内については起点、終点ということで、直接影響がないということもありまして、忍路防災事業についての早期完成の御要望があったということです。

○秋元委員

◎陳情第1169号「小樽市における地籍調査の実施方について」

次に、先ほどほかの委員の方からも質問がありました地籍調査についてです。

私のほうからは要望なのですが、後で構わないのですけれども、他市の調査にかかわった期間とか、費用の部分でどのぐらいかかったのかということは何市か例に上げて教えていただければと思います。先ほど、古沢委員でしたか、防災の関係で話がありましたけれども、私も、今日も防災に関連して質問させていただきますけれども、非常に重要な部分だと思いますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

◎屋外広告物条例について

それでは、屋外広告物条例についてなのですが、これは以前の建設常任委員会の中でも質問させていただきました。平成23年度ぐらいをめどに条例化するというお話でしたけれども、現在までの進捗状況と、課題について押さえている部分をお知らせください。

○（建設）まちづくり推進課長

屋外広告物条例の制定につきましてお答えします。

現在までの進捗状況でございますが、昨年10月から地域景観づくり緊急支援事業、これは国の事業ですけれども、それを活用しまして、コンサルタントに屋外広告物の実態調査並びにデザインコード、デザインコードというのはデザインの基準ということなのですけれども、そういったものを作成してもらっています。

それと並行しまして、まちづくり景観審議会にその内容を審議していただくために、ワーキング部会を立ち上げていただきまして、規制の内容について議論を重ねております。ワーキングにつきましては、今年1月から5月までの間に5回開催されて、おおむね規制の内容が明かされてきた状況でございます。今後、これを全体の審議会に

かけていく予定となっております。

また、課題でございますけれども、現在、北海道の条例に基づいて屋外広告物を規制しています。また、小樽市は独自の景観条例を持っていて、条例では定めていませんが、小樽市内なりにこれまで指導の実績がございます。今ある北海道の条例それから、これまで行っていた指導の実績、そういったものをどういうふうに兼ね合いをつけるか、そういったことが課題となったところでございます。

○秋元委員

その上で、今いただきましたが、課題等もあったようですし、平成23年度をめどにということでしたので、今後の策定までのスケジュールについて教えてください。

○（建設）まちづくり推進課長

景観審議会のワーキングで大体整理されたものを、本年8月の全体審議会にかけます。その後、地元住民の方等に説明会を予定しております。また、今後、条例の作成という作業があって、一方、北海道が現在条例を持っていますので、北海道から権限移譲についての協議を進めてございます。そういった中で、当初、平成23年4月からというお話があったのですが、実際にはワーキングの作業も食い込んできて、現在の予定では平成23年度の中ごろから後半くらいを目途に作業を進めているところです。

○秋元委員

わかりました。また、詳細につきましては、次の委員会等でも質問させていただきたいと思います。

◎公園・緑地について

続きまして、第6次総合計画の中にあります公園・緑地にかかわる件についてなのですが、総合計画の100ページに詳細について書かれておりますが、小樽市は都市公園の市民1人当たりの面積が全道平均に対して低いという状況にあるようですけれども、これは全国と比べてどのような状況にあるのでしょうか。

よく市民の方からは、市内の公園について、例えば隣接する札幌と比べても非常に少ないのではないかというようなお話もいただきますが、今後の1人当たりの面積を増やしていくという計画の中で、公園・緑地の整備についてどのように進めていくのか、この計画についてお知らせください。

○（建設）堤主幹

総合計画における公園・緑地の整備の関係でございますが、今、委員がおっしゃったとおり、市民1人当たりの面積は、全道でも最下位に近いのが現在の状況でございます。

ただ、これはちょっと蛇足でございますが、面積を人口で割るものですから、当然、小樽市の場合、人口が減ってくるという中では、毎年その数値が実際に上がってはきております。その整備とは別な問題でございますが、そういった状況にあります。

それは置きまして、今後の整備の計画でございますが、今回の総合計画に計画してございますけれども、やはり今、新しい公園をつくるよりも、現在ある既存の公園の再整備が必要ではないかということで、総合計画に位置づけをさせてもらっております。実施計画でも、一時取りやめました小樽公園再整備事業を平成25、26年度の2か年でやるという計画をしまして、来年度からは市内の公園の長寿命化計画を2か年で策定し、その計画をもって、今、市内にある公園のリニューアルといいますか、再整備をしていきたいと、これもきちんと計画をもって、当然、国の事業も展開していく形になりますけれども、そういった形の整備を進めていきたいということを現在考えております。

○秋元委員

小樽公園の平成25年、26年度の再整備については、概要といいますか、どのような整備をされるのか、ありましたらお答えいただけますか。

○（建設）堤主幹

以前、小樽公園の再整備計画というのは、市民が入って、いろいろ検討させてもらいました。それで、一部、こどもの国ゾーンを遊具等で整備をして、前段の部分は終わっております。

今後の部分につきましては、公園内の園路とか、それから、下のほうにトイレがございますけれども、そういった部分のバリアフリー化、当然、園路のバリアフリー化も含めてやります。それから、下側の駐車場が身障者用の駐車場がないということで、そういった部分の整備を含めて、あくまでも当初の整備計画にのっとった形の整備をしていこうと思っておりますし、もう一つは、樹木等も相当古くなってきておりますので、そういった部分の植替えという表現が適切かどうかわかりませんが、そういったリニューアルをしていきたいというふうに思っています。

○秋元委員

小樽公園の整備につきましては、私も以前から委員会の中で質問させていただきまして、市民の方からもいろいろな意見とか要望もいただいておりますけれども、大分整備が進んで新しい遊具で遊んでいる子供たちも見ていて、非常にうれしいなと思うのと同時に、昔から比べて遊具が減ったという部分もあって、再整備の中断もあったので残念に思っていたのですが、今、平成25年度、26年度での再整備という話も聞きましたので、非常に喜ばしいことだなというふうに感じております。

総合計画の中で、公園とか緑地の再整備に対して、市民参加による再整備を進めていくのだというような考え方もありましたけれども、この具体的な内容といいますか、考え方はどのように考えていますか。

○（建設）堤主幹

市民参加による維持管理の充実というところだと思うのですが、現在、制度としましては、各町内に公園愛護会を組織していただいております。公園の清掃、草刈り等の作業をやっていただいているということで、幾ばくかのお金をうちのほうで渡しているという状況で、そういったボランティアの活動でやっております。今、64団体ございますので、何とかこれを増やしていければ、相当充実した維持・管理ができるのではないかとこのように考えております。

○秋元委員

この市民団体の方の募集とか、こういうことをやっているということはどういうふうにされているのですか。

○（建設）堤主幹

一つは、実は高齢になってきてございまして、今、愛護会もやめたいという状況も言われているところがあります。町会でやっている愛護会は別にいいのですけれども、町会と別に愛護会をつくっている団体がございます。その団体をやめようという話が結構出てきております。ですから、我々としては町会に少し投げかけをして、また違う形で、町会が入った形の愛護会ができないかということで、そういった団体について、今、調整をしてやっっていこうかというふうに思っています。

もう一つは、市民ボランティアで花を植えたりという団体も実は最近多く出てきているものですから、フラワーマスターとか、いろいろ組織がありまして、そういった方々も公園の美化といいますか、緑化といいますか、そういった部分にお手伝い願っていただければと、そういった団体も何とか増やしていきたいというふうに思っております。

○秋元委員

私も、以前に市民の方から木を植えたいというような相談がありました。ただ、当然、市有地だからといってどこでも植えられるわけではないということでお返事いただいたのですが、やはり、今、課長が言われたように、そういう方々とうまく連携しながらできればいいというふうに思いますし、私も自分の子供が通っている学校の校区でいろいろと花を植えたりするボランティアをしているのですが、周りでもそういう人たちが非常に増えてきていると思いますので、周知の部分でもぜひ工夫していただきたいと思います。また、教育委員会などにも声をかけながら連携できればいいのではないかとこのように思いますので、ぜひよろしくお願いします。

次に、これまで平成10年度、13年度、16年度、19年度と都市公園における遊具の安全管理に関する調査を国で行ってきたというふうに承知しているのですが、19年度の調査にかかわって、小樽市の都市公園などにおける遊具の設置状況について伺いたいのです。まず、この小樽市内の都市公園の中に遊具が何か所設置されているのか、公園の種類があると思いますけれども、種類別に教えてください。また、町会などにも貸出しをしている公園もあるというふうに聞いておりますけれども、その数も教えてください。

○（建設）堤主幹

国からの調査は、平成22年度も来まして、今、直近の新しい数字がありますので、その数字で説明させていただきますと、市内全体では435基ほどの遊具がございます。公園の種類別では、街区公園が70公園で302基、近隣公園が9公園で66基、地区公園が6公園で51基、総合公園が3公園17基ということで、残りは公園ではない部分にございます。現在、町会などに遊具の貸出しをしておりませんが、市で管理しているこの435基以外で、児童遊園地に設置しているものがございます。

○秋元委員

今、お答えいただいた遊具の点検に関する状況ですが、平成22年度の数字があるということで、新しい数字をお教えいただきたいのですが、まず、これまで調査を行ってきた年度ごとに月何回ほど点検されているのか。また、年平均でどれぐらいの点検を行ってきたのか。また、その点検に伴って、更新とか修理、撤去の判断基準について、どういう基準の下にされてきたのかお答えいただけますか。

○（建設）堤主幹

まず、遊具の点検状況ですが、毎月やればいいのでしょうかけれども、そういった状況ではございませんので、1シーズンでどの程度やっているかといいますと、当然、冬は遊具に関してはすべて撤去してございます。それで、撤去して保管するという状況です。雪解け早々に直営で遊具を設置していきます。そのときに、遊具のふぐあいといいますか、不都合がないかどうかをチェックしながら1基1基つけていく形になっています。それが、まず点検の1回目です。

それから、5月に入りますと、その遊具が今は435基ほどございますが、それをメーカーといいますか、これは遊具業者でございますが、点検業務委託という形で毎年出して遊具の点検をしてございます。その中で、遊具の変形だとか、異常だとか、そういった部分を見てもらって、大体AランクからEランクの5段階ランクを出してもらいます。それで、A、B、Cぐらいは何とか問題ないのですが、D、Eというのは非常に老朽化してきて腐ってきて危ないので、これについては、6月、現在ですけれども、業者に発注して、その部分の取りかえといいますか、整備をしていくというふうにしてございます。

また、A、B、Cの部分については、直営の部隊で直していくということで、これも一覧表をつくって、ここはこういう状況で直してくださいということで、直営でやっております。6月まではそういった状況でございます。

それから、7月以降は、各公園、直営でも草刈りなどが入ってきますので、その時点で公園ごとに遊具を点検させてもらっています。これは、調査の項目をつくって見てきたというふうに報告させていますけれども、そこまでやりますと、冬になって、今度は遊具の外しに入りますので、そのときにまた遊具の状況を見て確認していくということで、大体年に四、五回は遊具の状況を見させてもらっております。

以上、今言ったとおり、遊具の状況といいますか、ランクとしてはAからEランクで判断しているという状況です。

○秋元委員

後でいいのですが、年度ごとの細かい数がわかりましたら教えてください。

あと、遊具の耐用年数も、たぶん、個々に違うと思うのですが、大まかで構わないのですが、わかりましたら教えてください。

先ほど御答弁の中にありましたけれども、例えば維持管理とか安全確保の中で、公園の中の園路ですとか、あとは草刈りですね。草刈りに関する回数ですとか、例えば今、天気も大分よくなってきて草も結構伸びてきていますけれども、こういうような対策はどういうふうにされていますか。

○（建設）堤主幹

今、具体例で草刈りの話が出ましたけれども、今まさしく一番草が伸びている状況で、委託業務で草刈りを業者発注しております。それが 1 回目です。次は直営で刈るということで、最低、一つの公園は 2 回は刈っていかうと。それから、先ほど言いました愛護会という組織もございますので、愛護会にも 1 回刈ってもらって、手に負えなければ我々の直営でもお手伝いに行くということは、すべての公園でございませぬけれども、やっている状況にあります。

○秋元委員

今回、この公園の質問をした一つの理由が、まず、昨年、朝里で遊具がいたづらをされたというか、火をつけられたというような事件がありましたけれども、私も、私の先輩の議員も非常にショックを受けて、交換したというふうに伺いましたけれども、非常に高価なものだというふうに聞いたのですが、過去、わかる範囲で、大きな事故ですとか事件、何か壊されたというようなものがありましたら、その状況を教えていただけますか。

○（建設）堤主幹

私は昨年からの担当をしているのですが、昨年、朝里川公園で木製遊具、コンビネーション遊具と言って、買えば二、三百万円するような遊具ですけれども、夏ごろだったと思うのですが、ライターで火をつけられて燃えたということで、消防も警察も出てということで、それについては、本当に完全に燃えた部分もあったのですが、一部ということで、その部分だけの手直しということで直しました。ただ、いかんせん、その周りの遊具も相当いたづらされて壊れているという状況もあって、それを直すとお金がかかるということで、当面、焼けたところだけを修復したという状況でございました。

それから、その前の年に、これも木製遊具ですけれども、富岡の山の上公園のブランコですけれども、積載オーバーで折れてしまったということです。なぜ積載オーバーかと思ったら、予期しない巨漢の高校生が乗って折れてしまった。本当にぶつり折れたのです。折れたのは、下ではなくて、上の受けている支柱が折れまして、けがをしまして、それで補償したということになりました。

遊具も木製なものですから、やはり荷重ということは非常に難しい部分がございます、その大きい子供に乗るなどということは言えない部分があります。ただ、調べた結果、それほど古い遊具ではないということも聞いていたので、やはりそういった部分のいろいろな条件が重なって折れたのかなというふうに思います。

あと、昔、大きい死亡事故がございましたけれども、ここ何年かは今の事例以外は大きな事故は起きていないというふうに報告を受けています。

○秋元委員

今、聞いただけでも、ふだんから非常に御苦労されているというふうに感じました。遊具というふうには言えば、やはり小さい子供たちが遊ぶのかと思っていたのですが、今お話を聞いたら、大きな方が遊ばれたということで、非常に予想外の事故もあるのだなというふうに思うのですが、ぜひ今後も細心の注意で維持管理していただきたいと思います。

全国的にも、例えば指を切断したとか、そういうような事故もたまにあるようで、十分に管理はされている上での事故ですから、なかなか簡単には防ぎようはないかと思うのですが、ぜひ今後とも注意していただきたいというふうに思います。

もう一つ、公園の質問の大きなところで、災害対策基本法に基づいて、例えば一時避難地と指定されている公園がありますけれども、小樽市では一時避難地に指定されている公園はありますか。

○（建設）堤主幹

どこの公園というふうには規定されていません。ですから、きちんとした指定の避難場所にはなっていませんけれども、あくまでも、一時的な避難場所ということで公園という位置づけはされております。

○秋元委員

私もいろいろところで防災の質問をさせていただいたのですけれども、小樽市で言えば、例えば学校ですとか、学校のグラウンドですとか、民間の一部の施設ですね。あとは町内会館等が避難場所になっています。やはり、冬の対策などはまだまだ十分ではないというふうに防災の担当の方からお話を伺ったのですが、ぜひ防災の部分でも公園の利用については非常にいろいろと対策を講じていく必要があるのではないかとこのふうには思うのですが、例えば一時避難地に指定された場合に、必要とされる施設や設備はありますか。

○（建設）堤主幹

国では、防災公園という位置づけをしております。これは、阪神・淡路大震災以降、公園も一つの避難場所というところだと思っておりますが、防災公園ということで指定してございます。2ヘクタール以上の公園ということで、小樽で言えば近隣公園以上ということになろうかと思うのですが、どういった施設が必要かといいますと、簡易的なトイレです。埋設されていて、通常はそこの上に遊具だとかベンチなどがあって、災害時はそれを外すと下にトイレがある。それから、水道施設の貯水槽とか、あずまやで水や火を使えるようなところがあってちょっとした食事をつくれるようなものを併設した形でつくると。そういったものが、防災公園の一つの条件になってくると思います。

ただ、北海道は冬がありまして、冬が使えないという状況でいけば、使える施設というものも、また本州と違う形で考えていかなければいけないという部分はあろうかと思っております。

○秋元委員

何日前にも、また東北のほうで震度5弱くらいの大きな地震がありました。平成21年から2ヘクタール未満の小規模公園を防災拠点として整備する自治体に対して補助制度が設けられていますけれども、例えば、今後、公園整備とか、防災対策という部分で小樽市としてこういう補助制度を使いながら防災拠点としての公園を整備していくような検討とか、話し合いとかというものはありますか。

○（建設）堤主幹

防災上の避難場所としての公園整備ということは、実は私どものほうではまだ考えてございません。当然、そういった部分の考えも必要とは思いますが、今現在、避難場所は学校という認識が大きいものですから、冬のこと考えた中でいくと、非常に難しいと思っています。今、補助制度も国のほうでいろいろメニューをつくってきているというふうに聞いておりますので、今、公園の長寿命化計画を策定する中で、そういった考えを取り入れられるかどうかも含めて研究してまいりたいと考えております。

○秋元委員

今、お話しいただいた公園の長寿命化計画ですけれども、今後の進め方といいますか、どのような考えをもって進めていくのか、小樽市の考え方を伺えればと思います。また、いつぐらいまでにこの長寿命化計画を、たしか5年ぐらいの間でつくるような計画になっていますけれども、これはどういうふうに考えていますか。

○（建設）堤主幹

実は公園の整備に関しましては、今後、国の方針が変更になりまして、長寿命化計画をつくらなければこれからの補助事業のめどがないと、現在、時限立法で違う事業が展開されていますが、将来にわたってその計画がないと難しいということで、これは平成23年までに計画を示していかなければならないものですから、ぎりぎり小樽市は来年度にその計画に向かっていこうと。時限立法の事業は25年度まであるのですけれども、それから先が見えないも

のですから、23年度に施設の老朽度も含めた現況調査をして、24年度には北海道の指導も受けながら整備計画をつくって、2か年で長寿命化計画を策定していこうというふうに思っております。それから、25年度から計画に沿って事業展開をしていこうというふうに考えているところでございます。

○秋元委員

最初にお話ししたように、公園の取扱いに関しましては、事件とか事故に遭わないのはもちろん重要なことですし、もう一つの理由で話させていただきました防災の部分でも、今後どういうふうに対策として考えていくのかという部分については、非常に重要な部分だと思いますので、この件に関しましてはまた質問をさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○山口委員

◎一般国道5号忍路防災事業について

忍路防災事業について、秋元委員からも若干質問されていましたが、ちょっと思うところがありますので、幾つかお聞きしたいと思います。

これは国の事業ですから、市が直接かかわるものではありませんが、国が事業計画を立てる場合に、市のほうにはどのような問い合わせとかアクセスがあるのですか。市としてはどういうふうに対応されるのですか。国がこういう事業を決められるまで、意見を求められるとか、何か下請的に事業をされることはあるのですか。

○（建設）片山主幹

現在、北海道開発局のほうから小樽市に対して、地域との調整に関する協力依頼があり、地元町会での説明会の開催などの調整役を行っているような状況にあります。

○山口委員

計画の可否について意見を求められることはないのですか。工法とか、そういうのはないのですか。

○（建設）片山主幹

直接、その工法についてよしあしといいますか、それに対しての意見を求められることはありません。

○山口委員

私は小樽に来て34年になりますけれども、例えば積丹に行くのも、昔は本当に曲がりくねった、海側に窓があいたようなトンネルがたくさんありました。なおかつ、がけからつららが下がってしまっていて、壮大な景観だったわけです。景勝道路としては圧倒的な観光資源だなと思いながら通った記憶がありますけれども、いまや積丹の景勝地も全部トンネルですので、ほとんど景勝道路とは言えません。もう海の方は通りませんからね。それには理由があってトンネル化されたのだと思いますが、例えばここもそうですね。忍路というのは意外と穴場で、忍路にはパン屋がありますが、何であんなところではやるのかなと思うくらい人が行っているわけです。小樽の人はあまり忍路について興味持っていないかもしれないけれども、よそから移住されて、あそこに建物を建てられている人もいらっしゃるわけです。ここだけのことではないのですけれども、私は素人だから聞くのですが、建設常任委員会には土木の専門家の方もいらっしゃいますから。費用対効果を考えて、トンネルをつくったほうが安いからつくるとはどうか。

代替道路があるわけですから、通行止めをして、発破をかけて、がけの傾斜をもっと緩くして、危険のないようにやって、それで海側に道路を通したほうが私は合理的ではないかと思ったりもするのですけれども、そういうことも検証された上でトンネルに決められているのかというのが非常に不思議なのです。

祝津へ行く道もそうですね。私は、祝津へ行くのは何もおもしろくないね、正直に言うと。

それは安全だと思いますよ、トンネルは。けれども、昔は中途半端にネットをかけて、コンクリートの吹き付けをしていましたね、ライト工業などが。要するに、結局、そういう応急処置的な手当てでやってきたのが、しょっちゅうそれが崩れたりしますから、根本的な解決策としてトンネルということを決められた経緯はよくわかります。トンネルしかだめだということだったらわかりますけれども、例えば、ここは私もしょっちゅう通りますけれども、ある意味では大規模改修で、要するに、斜度を緩くすればいいわけです。そういう方法が意外とされていないのです。切り割りをつくる場所だって、山を崩して道をつくりますね。そのときにもちゃんと傾斜をつけますね。そのように、何千メートルもの高い山はありませんから、やれるのではないかというふうに思うのですけれども、そういう工法の検討というのは、これは小樽市だけではないですけれども、一般的にお聞きするのですけれども、どういう感想をお持ちになりますか。

○（建設）片山主幹

国のほうでは、複数の案を住民説明会で説明しております。複数の案というのは、海側ルート案、それから原道での対策、それと、今、位置図に記載されております山側ルート案というルートを掲示しております。

海側については、橋構造になっております。海にルートを出すということは橋構造になるので、漁場への影響ですとか冬期の路面対策に非常に負荷がかかるという説明をしております。

現道での対策ということですが、現道の交通を確保しながら工事を行うという作業が必要となりますので、現道の安全対策ですとか、先ほど山を切るというお話がありましたけれども、それも大型の機械が入るような場所ではありませんので、小型、人力が主となるという説明を開発局のほうではされております。これも、費用、期間とも莫大にかかるというような説明をされておりました。

○山口委員

私は、今定例会でNPOの話をさせていただいていたのですが、例えば、住民に細かく選択肢を提示して、それで選択していただくということがこれから必要になってくると思うのです。私は、運河の保存運動をしたときにも、対案を我々がつくるのは大変だったのですよ。アメリカの例を調べましたら、全米建築家協会が、基本的に対案の保証をしているわけです。NPOが橋渡し役になって専門家を見つけるわけです。それで、いわゆる行政が持っている計画の対案をつくるのを金銭的に担保しているのです。それを提示して、住民が選択するのです。そして、計画の変更をしたりするのです。

やはり、公共事業というのは、決める側、行政側の理屈ですね。それで一方的に住民説明会で誘導すると言ったらおかしいですけれども、判断のしようがないような形で決められてしまうところがあるわけです。私は、こういうところというのは、小樽市の利益と言ったらおかしいですけれども、いわゆる景勝道路として非常にいい道路が、これは危険箇所ではあるのですけれども、あるわけですね。それを生かしながら、防災も担保できるという方法が本当はないのかということです。

比較されたとおっしゃいますけれども、莫大なお金がかかるって、幾らかかるのか、それはどこまでやっての話なのかと。そういう検証をして、なおかつトンネルの場合だったらこういうふうな金額がかかるという比較をして判断をするならわかりますけれども、そうでなくて、大体、海側に橋をかけるというのは論外で、それは選択の対象にならないではないですか。「越後つついし親不知」のところで、あの景勝のところに同じように橋脚を立てて、海側にせり出して、景勝地でも何でもなくなった例がありますけれどもね。あの場合は、たぶん、トンネルを掘るにはお金がかかるし、それをやらざるを得なかったというのはあると思うのですけれども、こういうところについては、今ほど私が申し上げたように、山を崩して傾斜を緩くして海側を通られるような案が本当に検討されたかといったら、ほとんどしていないと思いますよ、正直に言って。

だから、それも含めて、やはり合理的な選択とは一体何なのかということ住民が選択できるようにすることが、今後、担保される必要があると私は思っているのです。こんなことをここで言ってもしょうがないと思

ますけれども、それについて何か御感想があれば、飯田次長、どうですか。

○建設部飯田次長

今回の忍路防災については、今、担当の者から説明をしまして、三つのルートを示した中で、住民の方から御理解をいただいた中で山側ルートを選択しております。一般的には、やはり公共事業の中でいろいろな構造物をつくるということの中では、一つはイニシャルコスト、さらにはランニングコストというものを加味して、今はやりの一生のライフサイクルコストを計算した上で構造等を選定しているというのが一般的な方法です。これは、そういう形で構造が、今回で言えばルートが決まっていると承知をしております。

一方では、景勝地ということでお話がありましたけれども、橋はもちろん論外ではございますけれども、そういうことも含めて、今後、景観ということも、お金だけではなくて、そういう形で非常に重視をしなければならないということも十分承知をしてございますけれども、今回の場合で言えば、防災という安全性も加味した中でルートが選定されております。詳しい金額などを我々は承知しているわけではないのですけれども、そのように一般的にはルートなり構造が決まったというふうに考えているところでございます。

○山口委員

確認しておきますけれども、これはトンネルができれば、海岸線の道路については、基本的には道路ではなくなるわけですね。そうではないのですか。

○（建設）片山主幹

現国道が切り替わりますと、その道路については廃道ということになります。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

○成田（祐）委員

◎陳情第1167号「市道桜9号線舗装延長及び側溝蓋整備方について」

今日の午前中に現地視察に行った陳情第1167号の市道桜9号線についてお伺いしたいと思うのですが、市道桜9号線の通行量と道路の位置づけの御説明をお願いします。

○（建設）建設事業課長

市道桜9号線の道路の交通量と位置づけの関係でございますけれども、市道桜9号線につきましては、平成12年に交通量調査をしてございます。交通量調査をした場所につきましては、市道桜1号線からおりていきますと、ロジェ桜がございまして、恐らく、その交差点の手前ではかっております。6時間交通で車両は117台という状況になっております。

また、道路の位置づけでございまして、この点につきましては、昭和10年から15年にかけて行われた区画整理で道路整備をしてございます。その後、当時は昭和15年でございまして、舗装はされていなくて、碎石を敷いただけで人が歩けるようなもの、これが昭和後半まで続きまして、市の直営で、切削材舗装をして現状に至っております。

○成田（祐）委員

午前中に行ったところで、片方のほうは非常に側溝が落ち込んでいるような、くぼみのほうに入ってしまったのと、もう片方は舗装が途中で途切れているというような、もし拡張するとしたら2通り、両方やるというパターンがあると思うのですけれども、その二つについて、もしあれをやるとしたら、大体の概算でいいので、どの程度の金額がかかるのかということをお教えいただけますか。

○（建設）建設事業課長

現在、臨時市道整備事業で行っている道路改良につきましては、落ちふた式側溝で、ふたをかけて整備している

状況でございます。市道桜 9 号線につきましては、幅員 8 メートルございまして、当然、同じような構造で整備しなければならない。そういう中では、片側の側溝が落ちて、左側でございますけれども、何らかの構造物が考えられるかと思えます。そういう面におきましては、本当に概算でございますけれども、1 メートル当たり 10 万円ぐらいの費用を見込んで、陳情の延長 150 メートルで考えますと大体 1,500 万円ということで考えています。

○成田（祐）委員

両方で 1,500 万円ということですね。ということは、片方だけやるのだったら、私は落ち込んでいる溝のほうが高いなと思っているのですけれども、それは単純に半分ということにはならないのですね。

○（建設）建設事業課長

あその場合は、上って行って左側が少し構造物等に係る状況がありますので、それを考えても半分にはなりません。

○成田（祐）委員

視察に行っている途中に非常に気になったことがあって、実車中のタクシーが通ったのです。実車中のタクシーが通る、しかもあその途中で角を曲がって、わざわざ細い道に入ってくるということは、たぶん、近道だということです。逆に、近道だと考えると、望洋台とか桜の上のほうから来て、地域住民だけではなくて、もしかすると全体的にそういう抜け道として使われているのではないかと思ったのです。そういう部分で、同じ通行量が 117 台でも若干意味合いが変わってくるのではないかと思ったのです。だから、その 1,500 万円という金額でやれというふうには考えないのですけれども、そういった部分の抜け道としての意味合いみたいなものとか、その辺に関する対応とか、考え方みたいなものをお聞かせいただいてもいいですか。

○（建設）建設事業課長

市道桜 9 号線の抜け道的要素というか、近道としての使われ方につきましては、どこでだれが乗って、どの道を通ってどこの場所に行くのかということは調査してございませんので、はっきりとは申し上げられません。ただ、近道だから道路整備をしなければならないとは考えておらず、あくまでも交通量が多くなって危険性が増すこと、ただ、6 時間で 117 台ですから 3 分間に 1 台なので、そう考えれば決して多い交通量とは考えられないと考えております。

○成田（祐）委員

数の原理もちろんあると思うのですけれども、そこを通過して利益が出る人がどれくらい出るのかという部分もあるので、ぜひ、いろいろ研究しながら調べていただければと思っております。

◎水道管の耐震化について

1 点だけ、水道管の耐震化についてお伺いしたいと思います。

今年の 4 月初めに、報道で厚生労働省の調査なのですが、各自治体によって、水道管の耐震化率は相当ばらばらだというふうには書かれていまして、新潟県長岡市は耐震化率 100 パーセント、それに比べて茨城県神栖市は耐震化率ゼロパーセントと、自治体でもゼロパーセントから 100 パーセントまで耐震化率に相当ばらつきがあると思うのです。全国平均は 34 パーセントということだったのですが、まず、ここで本市において水道管における耐震化の定義、例えば、まちによっても耐震化の度合いがたぶん違うかと思うので、本市の場合はどのようにそういった定義がされているのか、お聞かせ願います。

○（水道）管路維持課長

本市における水道管の耐震化の定義ですけれども、北海道の地震防災緊急事業五箇年計画におきましても、小樽市に大きな被害を及ぼす地震が想定されると出ています。また、内閣府の中央防災協議会におきましても、活断層がなくてもマグニチュード 6.9 ぐらいの地震が起きるといった想定をしているところです。本市におきましても、そういう想定によりまして、震度 6 の地震が発生することが想定されまして、水道局としては、発生する確率は低い

ですけれども、水道施設に及ぼす影響が大きいということで、震度 6 以上の地震に対応できる重要な幹線という形で位置づけて耐震計画をしているところです。

○成田（祐）委員

では、実際に小樽市の定義に合わせた市内の水道管の耐震化率というのはどの程度あるのでしょうか。

○（水道）管路維持課長

市内の管路は、導水管、送水管、配水管を含めまして630キロメートルほど埋設されています。そういう中で、今言いました重要な管路という形で位置づけている基幹管路が174キロメートル、そのうち耐震化をしているのは37キロメートルありまして、現在は21.5パーセントという耐震化率でございます。

○成田（祐）委員

震度 6 という地震が小樽市に来るのかどうかということを考えると、決して21.5パーセントが低いというふうには思わないのです。地域によって、例えば太平洋側のほうがもっと地震が多かったり、小樽市の今までの地震を考えたら、そういう地震がほとんどないという部分もあるので、例えば震度 5 強に対応できるというように、もう 1 ランクぐらい下げたりすると、耐震化率は結構上がるものなのですか。

○（水道）管路維持課長

震度 5 がいいのか 6 がいいのかというのは微妙なところだと思います。実際に小樽市におきまして震度 5 というのは、平成 5 年の北海道南西沖地震のときに震度 5 がありました。そのときには、水道局として調査をしていますけれども、被害はございませんでした。だからといって安心なわけではないのですけれども、今、現状といたしまして、うちで考えているのは、重要な幹線、例えば基幹病院とかへの、送水管、導水管、それから緊急避難地域への給水ルートですね。そういうものを含めると174キロメートルほどありますから、それについては、今後も含めて協議していきたいというふうに考えております。

○成田（祐）委員

最後にお伺いするのですけれども、1970年代に集中整備された水道管が、ちょうど耐用年数40年ということで、これから更新時期を迎えるところもあります。ちょうど更新時期にあわせて耐震化を少しずつ進めていく必要があると思うのですけれども、当然、40年先に人がいるかどうかわからないような地域のところを耐震化するという話もないと思うので、そういった部分も耐震化に対する計画を今後どのようにお考えか、お聞かせ願います。

○（水道）管路維持課長

70年代に集中して整備したという形では、昭和45年以降のパイプになりまして、ちょうど今は40年以上を迎える更新時期に当たるわけでありまして。当時、私が水道局に入って、今で言う配水管整備事業を始めた年代でありまして、使っているパイプは、ほとんどダクタイル鋳鉄管ですが、耐用年数40年ですけれども、当然、それ以上もつような構造のパイプになっております。ですから、40年を迎えたからすぐ更新という形にはなりませんけれども、地域とか使われている状況、そういうものを踏まえながら、私どものほうで持っている耐震化の計画、そういう部分に該当するパイプであれば、当然、配水管整備の中で耐震化を進めていますし、地域によってダウンサイジングするものも含めて、口径を変えたり、そういうことは検討して精査して実施していきたいというふうに思います。

○委員長

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時56分

再開 午後 4 時36分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、古沢委員。

○古沢委員

付託されております継続審査中の陳情につきましては、何度も理由を述べておりますので、改めて本会議でお話しさせていただきたいと思っております。

それで、議案第10号と、今回、陳情の出た第1167号及び第1169号のうち、我が党だけが態度の違う陳情第1167号市道桜9号線舗装延長及び側溝蓋整備方について、これは採択を求めたいと思っています。

主には、三つの理由であります。

一つは、この道路の付近には、御承知のように、市営桜A住宅5棟、約190戸、入居者が住んでいる住宅群がありますし、その周辺にはそれぞれ持ち家の市民が居住されております。この陳情道路は、下りに向かっての取りつけ部分が狭くなっているために、付近の住民の皆さんが言っていたように、自動車の交差がなかなか難しい。冬になれば接触事故も多く起きるのだというふうにおっしゃってございました。幅員8メートルというふうに言っておられましたが、この入り口部分といいますか、上から見た場合の入り口部分というのは、それほど幅の広い道路ではなくて、道路を使う側からすれば大変難しい道路になっているのではないかと。

二つ目は、さらには付近の住民のみではないと思っております。桜の全体図をずっと見てみましたが、桜台沿線、あるいは、その先の望洋台に住んでいる住民にとっても、この道路は国道5号に通じる近道として市営桜A住宅5号棟前で左折し利用する。そして国道に出る、そういう道路になっています。ですから、近時では自動車等の通行は相当数増えているというふうに思われます。

三つ目です。市営住宅前を通る幹線道路、市道桜1号線ですが、これ自体は道路の勾配がかなりきつい道路であり、これを主に下っていくわけですから、当然、最初の話につながりますが、下り勾配で左折をして、そしてこの陳情道路に入っていくということになれば、全体として安心・安全な道路状態をつくり上げていくということは、付近住民のみならず、桜の、遠くは望洋台方面に住んでいる人の安全・安心を守る上からも必要な道路整備ではないかと、そういうふうを考えます。

したがって、願意妥当で採択を求めたい。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号、第246号、第644号、第1143号、第1154号及び第1167号について一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情は採択とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。